

令和6年第1回笠松町議会臨時会会議録

令和6年1月30日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本臨時会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	4番	尾 関 俊 治
副 議 長	9番	安 田 敏 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	6番	田 島 清 美
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康
建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹

教育文化部長	天野 富三
会計管理者 兼会計課長	田島 直樹
総務課長	伊藤 博臣
住民課長	宮川 雅人
健康介護課長	田島 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佐々木 正道
書 記	笠原 誠

1. 議事日程（第1号）

令和6年1月30日（火曜日） 午後2時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第1号報告 専決処分の報告について
- 日程第5 第1号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認
について
- 日程第6 第2号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第3号議案 福祉健康センター空調機改修工事請負契約の締結について
- 日程第8 第4号議案 道路（舗装）修繕工事請負契約の一部変更について
- 日程第9 第5号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第8号）について

開会 午後2時00分

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和6年第1回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（尾関俊治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1番 間宮寿和 議員

9番 安田敏雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（尾関俊治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（尾関俊治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

○議会事務局長（佐々木正道君） 監査委員より、令和5年度11月分及び12月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（尾関俊治君） 理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で、道路（舗装及び排水路）改修工事1件であります。契約金額、契約の相手方、工期、工事内容等詳細につきましては、お手元の議案資料1ページから2ページをお目通しください。以上です。

○議長（尾関俊治君） 以上、御了承願います。

日程第4 第1号報告及び日程第5 第1号議案から日程第9 第5号議案までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第4、第1号報告及び日程第5、第1号議案から日程第9、第5号

議案までの5議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、専決処分の報告1件、専決処分の承認1件、笠松町手数料条例の一部を改正する条例1件、福祉健康センター空調機改修工事請負契約ほか契約案件2件、令和5年度一般会計補正予算1件、以上6件であります。

案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（尾関俊治君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

第1号報告 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項の決定について専決処分をしたのでこれを報告するものであります。

令和5年12月13日に専決をさせていただきました、財物事故に係る損害賠償の額についてであります。

2ページをお開きください。

相手方は各務原市在住の男性の方で、事故の概要は令和5年10月10日、笠松町米野地内の町道で自動車で走行中、道路の穴に自動車右前後タイヤがはまり損傷、パンクしたというものでございます。

損害賠償額は7,920円、示談の成立日は令和5年12月13日でございます。

責任割合は当方が80%、相手方が20%というものでございます。

なお、賠償金につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険で補填されるというものでございます。

続きまして、議案書の3ページから7ページにわたります第1号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告して承認を求めるものであります。

令和6年1月10日に専決をさせていただきました令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）で、補正額は142万7,000円であります。

7ページを御覧ください。

歳出の第2款 総務費、第1項 総務管理費、第5目 町民バス運行費で、修繕料といたしまして142万7,000円を計上させていただきました。

こちらは、巡回町民バス旧1号機、今予備車両として使用しておる車両でございますが、ギアが破損いたしまして走行できない状況となったため緊急に修繕が必要なこととなりましたので、修繕費を増額させていただいたものであります。オーバーホール等の修繕に係る費用でございます。

なお併せて、当初予算から法定点検整備費として予算措置はさせていただいておったところですが、修繕がかさみ法定点検の整備費に不足を生じることとなりましたので、こちらのほうは10万円を併せて措置させていただきました。

なお、係る財源につきましては、財政調整基金繰入により充当をさせていただきました。

続きまして、議案書の8ページから14ページ、議案資料では3ページから9ページにわたります笠松町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

戸籍法の一部改正により、戸籍謄本の請求が本籍地以外の市町村長に対しても可能になったこと、またマイナンバーを利用してマイナポータルから請求することができる戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務の新設など、改正後の戸籍法に基づく事務の手数料に関しまして地方公共団体手数料の標準に関する政令が令和5年12月6日に公布され、事務手数料の標準額が示されたことに伴いまして、戸籍法の一部改正の規定を踏まえ所要の規定整備を行うものであります。

改正の内容について御説明をさせていただきたいと思っております。

議案資料のほうの3ページをお開きください。

こちら別表第1項のほうの改正をさせていただいております。

まず、第1号では、これまで戸籍謄本・抄本の本人請求、第三者による請求、弁護士等による請求に加えまして、今回法律第120条の2第1項に基づく戸籍証明書の本籍地以外の市町村長に対する請求、この事務を追加させていただいております。手数料額については、従来のもと同額の450円と規定をさせていただいております。

なお、こちらのほう併せて、ちょうど旧のほうの中ほどになるんですけども、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項を証明した書面というような表記を用いておりましたが、法律で定義をされている戸籍証明書という用語に置き換える改正をさせていただいております。

続きまして、4ページをお開きください。

こちら第3号では、新設されました戸籍法の第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する手数料を新設させていただいております。手数料額は400円と規定をさせていただいたところでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

第4号の関係では、除籍の謄本・抄本につきまして、先ほどの第1号の改正と同様でございますが、磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付、こういったような表記を除籍証明書という用語に置き換える改正をさせていただきます。

続きまして、第6号の関係でございますが、こちらのほうは除籍電子証明書提供用識別符号の発行についてということで第3号と同様、係る手数料の新設をさせていただきます。手数料額は700円と規定をさせていただきます。

続きまして、8ページをお開きください。

こちらのほう新たにですね、戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱うものとして法務大臣の指定を受けた市町村長に届出した情報の内容に係る届出書の内容証明の交付請求という項目を追加させていただきます。手数料額については350円のままの規定となっております。

続きまして、第8号の関係では今に関連するわけですけど、指定市町村長に届出した情報の内容の閲覧に供する事務というものを新たに追加をさせていただきます。こちらのほうも手数料額については350円という従来の規定額となっております。

そのほか、第2号、第5号については、所要の字句の整理も併せて行わせていただいている内容でございます。

なお、施行期日につきましては、戸籍法の一部改正の施行日であります令和6年3月1日でございます。

続きまして、議案書の15ページ、議案資料では10ページの第3号議案 福祉健康センター空調機改修工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、福祉健康センター空調機改修工事請負契約の締結について町議会の議決を求めるものであります。

議案資料のほうの10ページを御覧ください。

契約金額は税込みで5,342万7,000円で、契約の相手方は岐阜県瑞穂市生津外宮東町2丁目38番地、株式会社三愛でございます。

入札の方法は、事後審査型一般競争入札により実施をいたしました。

入札参加希望業者は4者ございまして、入札参加は全者4者が参加してくださいました。

1月22日に開札をいたしまして、同月24日に開会いたしました指名業者選定委員会で資格確認をした後、26日に仮契約をさせていただきます。

工期につきましては、本契約締結の日から令和7年2月28日まででございます。

工事の概要につきましては、福祉健康センター空調機の老朽化に伴う改修工事を行うもので、今回の改修に当たりましては、特に稼働効率、あるいは機器が故障した場合の修繕のしやすさ等を考慮いたしまして、従来のガスヒートポンプ式から電気式個別運転方式に変更を行うこととさせていただきます。

工事の概要といたしましては、資料のほうに記載のとおりでございますが、空調設備工事といたしまして、1階では16台、2階で13台、3階では4台の室内機の設置を行うものであります。

そのほか、キュービクル盤の改修でありますとか、今回の工事に併せて空調の効率を高めるために換気設備の工事ということで、空調換気扇の取替えや増設なども併せて行わせていただくという内容のものでございます。

続きまして、議案書の16ページ、議案資料では11ページの第4号議案 道路（舗装）修繕工事請負契約の一部変更についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、道路（舗装）修繕工事請負契約の一部変更について町議会の議決を求めるものであります。

本工事につきましては令和5年9月14日に議決をいただき、同月20日、株式会社加藤組と契約を締結し施工をしておりましたところ、現場立会いですとか、あるいは事前の測量結果によりまして舗裝修繕の内容を変更する必要が生じたので、契約の一部を変更するものであります。

これにつきましては、契約の金額を234万4,100円増額いたしまして5,734万4,100円とするもので、令和6年1月19日に変更の仮契約をさせていただいているところでございます。

工事の変更分について御説明をさせていただきます。

資料のほうの変更内容のところを御覧いただきたいと思っております。

施工延長ということで、こちらのほうは19メートルの増工、切削オーバーレイ舗装工ということで、こちらは95平方メートルの増工、あと区画線の工事ということで実線、白色の部分が28メートルの増工、高輝度の黄色の部分が8メートルの増工という内容のものでございます。

あわせて、交通規制の協議等によりまして交通誘導員（夜間）の増員が必要ということで、このような変更も併せて行わせていただいているという内容のものでございます。

続きまして、議案書の17ページから19ページにわたります第5号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

補正額は192万5,000円の増額補正であります。

次に、19ページを御覧いただきたいと思っております。

こちら、歳出の第9款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費では、中学校校舎修繕等工事請負費ということで44万円を計上させていただきました。

令和6年度に特別支援学級が1学級増級になることに伴うもので、さきの令和5年第4回の定例会でもこれに伴う分ということで、空調機及びホワイトボード等の設置費用について予算措置をさせていただいたところでございますが、今回追加でテレビを設置するための工事費用が必要だということで増額計上をさせていただいております。

続きまして、同じく教育費の第5項 保健体育費、第4目 学校給食費では、修繕料といたしまして148万5,000円を計上させていただきました。

こちらは、学校給食センター内の3か所の自動ドア（片引き型）の開閉装置のモーターが経年劣化により壊れたため、開閉装置を取り替えるための費用を計上させていただいております。

以上、修繕とか対応に係る部分の費用が必要な部分で計上させていただきました。

なお、係る財源につきましては財政調整基金繰入により充当をさせていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第1号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

第2号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

第3号議案 福祉健康センター空調機改修工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 別にこのことについて何か言いたいわけではないんですけれども、落札価格と一番高かった入札価格とで2,500万円ぐらいの差があるんですよね。2,500万円ぐらいの差があるということは、落札価格の50%ぐらいの差があるということになるわけで、これはそもそも全く違う機体、機種というか、冷暖房方式が違うもので落札をされたのか、なぜこんなに差があったのかというのはどのようなことだったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えいたします。

50%の差ということですが、うちのほうが仕様のほうを出させていただきまして、あと条件等ありまして、あとは企業努力でこのような差になったのではないかと考えております。

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 一般的にこういう工事関係の入札ですと、ここまで差が出るということはあるしなかったような記憶があるんですけれども、単純に企業努力でこれだけの差が出るのであれば、もっとほかのでも出ていてもおかしくないと思うんですよね。ということは、出ないような構造というのはどこかにあるのかどうか分かりませんが、それはともかくなるべくメンテナンスにお金がかからない方向にしたという説明だったと思うんですけれども、ではその同じ入札してきた、例えば冷暖房機の機種であったり、メーカーであったりというのはもう全然違うところだったんですか。それとも、安いので何も見ずにこっちに決めたということなんでしょうか。企業努力の中で、メンテナンスとか、それから保証とかそういうことの問題というのは差はなかったんでしょうか。その辺のところはどのようなことだったんですかね。すみません、細かいことが分からないのでちょっとお聞きしますけれども、あまりにもちょっと差があるもので、入札の金額に。

例えば、普通エアコンを買いに行ったときに、たしかに型落ちで、例えば大きな家電量販店で買ってくるやつとかと、まちの中の電気屋さんで買うのとはかなり金額が違うと思いますけ

れども、こういう公共相手に例えばこういう入札をするとすると、どこのメーカーを何で使うのかというのはメーカーそのものが違っていたんでしょうか。単純に企業努力で割り切れるような金額じゃないと思うんですが、それでよかったですか。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

そちらの契約につきましては、うちのほう全ての性能と条件等を示させていただきまして、その同等程度ということで入札をさせていただきましてこういった結果になったということしかちよっとお答えできません。

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 分かりました。なかなか、専門的な部署が役場の中にあるわけじゃないので難しいかもしれませんけれども、最初の頃、例えばIT機器なんかだともう全くめっちゃくちゃな入札をされておったという記憶がありますので、1万円で買えるようなやつが16万で買っていたりとかということもありました。そういうことは多分こういうところじゃないとは思いますが、しっかりと確認をしていただいて入札をしていただきたいということをお願いして、取りあえず今回のところはやめておきます。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） 今川島議員が指摘されたように、これは大変入札金額が違うということはさておいて、これは来年の2月28日という1年以上の期間が設けてありますので、何とか担当課、担当部長以下、この担当者の福祉センターの関係の方はやっぱり注意深く、工事概要また工期もしっかり見ていただいて、ここの福祉センターを使いがてらの修理だと思いますので、担当課のほうでしっかり注意深く工事概要、また任せっきりでやっておってもらえればいいやというようなことじゃなくて、間違いのないように工事を進めていただいて、来年の2月にはきれいに完成すると、年内に完成するかも分かりませんが、そんなことでそう思いますが、町長さん、やはり担当課のほうでやっぱり注意深く見ておっていただくように、また町長さんのほうからも申し出ていただきたいと思いますが、町長さんどうですか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今回の工事につきましては、いわゆる工事請負業者のほうに工事管理の人がつくということですので、そちらの人と随時、ちょうどこれは今議員が御指摘のように下で業務をやっていますので、課長なり部長なりがその都度、工事の進捗状況とか、あるいは問題がないかどうか、綿密にしっかりとチェックというか連携しながら取り組んでいく予定であります。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

第4号議案 道路（舗装）修繕工事請負契約の一部変更についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） この工事は9月14日の議決によって工事契約したわけですね。工事そのものはたしか10月ぐらいに終わっていたんじゃないかと思うんですね。それで今になって増工だとか、それから警備員の数が不足したと、それでまた追加の補正予算を出してきたわけなんですけれども、これはいつ出てきたんですか、加藤組のほうから。12月議会には間に合わなかったんですか。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

議員おっしゃられますように、10月末には工事のほうは完了しておりました。その後、精算等々行いまして、急いではおったんですが、12月に間に合わなく今回に上げさせていただいたというようなことでございます。

内容につきましても、先ほど副町長のほうからお話しさせていただきましたが、当初の設計につきましてもは起点、終点の最小限で最大の効果を出すために配置をしまして、その後、警察との協議の中でこのような形が出てきましたので、精算が若干時間がかかったということで御了承いただければと思っております。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

第5号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第8号）についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） この中の19ページの教育費、保健体育費の給食センターですが、修繕料148万5,000円ですが、まだ使ってから何年もたっていないがもうその扉が何か具合が悪くなったというようなことで、次から次に、まだ15年も20年もたっていないと思うんだけど、どういう扉がこんな早く悪くなるものかなあと思って。ちょっとそこら辺、申し訳ないですけどちょっと対応だけ聞かせてもらえないですか。普通の家だったらそんな5年や10年でそんな140万もするような扉が悪くなるようなこと考えられんのですが、もちろん水やらそういうものを使いますので悪くなる頻度は高いと思うんですけど、そこら辺ちょっと分かりましたらお願いします。

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

給食センターの自動扉なんですけれど、各3か所でこの140万ということにはなるんですけど、何分毎日ですね、開け閉めがその都度あります。回数的には勝手に開く通常の自動ドアとは開閉の回数は違うということもあって、ほかの施設でもやっぱり自動ドアというのは5年ぐらいでやっぱりモーターの部分が劣化するとかという格好になっていますのでその点だけ、ということで業者のほうから聞いておりますのでよろしくお願いします。

○議長（尾関俊治君） 9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） 給食センターで一番大事なところが自動扉だとは思いますが、何分自分の思うにはあそこへ移転してからまだ何十年もたつわけじゃないから、これからまた次から次へと、冷蔵庫が悪くなった、扉が悪くなった、天井が雨漏りする、そんなことはもう業者のほうもたくさんあると思いますので、そこら辺を気をつけていただけてなるべくお金がかからないように、今回これで進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（尾関俊治君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和6年第1回笠松町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後2時38分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年1月30日

議 長 尾 関 俊 治

議 員 安 田 敏 雄

議 員 間 宮 寿 和